813
2

赦帳寫

国立国会図書館　タイトル『赦帳写』 請求記号 813-2

ガラス使用

35.11.21

国立国会図書館　タイトル『赦帳写』 請求記号 813-2

ガラス使用

赦帳寫

八之百十八
第七棚
813
48
2

国立国会図書館　タイトル『赦帳写』 請求記号 813-2
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『赦帳写』 請求記号 813-2

ガラス使用

赦帳

二冊之内

舊幕引繼書

一

遠淳

小笠原左衛門尉

右之者俊清等貢金之事
有之候間其在所其役
廿人扶持宛被申付候
廿人扶持宛被申付候
廿人扶持宛被申付候

一

右之者儀拘留掛リ澤之助
殺害事件者ニ付テ之ハ
実説ニ候ヘ共八月中ニ小田切大作ヲ殺害
右始末ハ前年同年十月廿
仰付ケ候ニ付テハ遠流ニ
処ス

新橋木町
元名主
吉左衛門

一

右之者儀実説ニ候ヘ共弘化二乙巳年十月
召捕吟味之上博奕宿
三月廿二日遠流ニ
仰付ケ候ニ付テハ遠流ニ処ス

人形町長谷川
借屋元名主
友八

一

池田筑後守掛

一

右之者儀実説ニ候ヘ共弘化二乙巳年十月
召捕吟味之上博奕宿
三月廿二日遠流ニ
仰付ケ候ニ付テハ遠流ニ処ス

紀伊国坂町
元名主
吉左衛門

国立国会図書館　タイトル『赦帳写』　請求記号 813-2
ガラス使用

右之者儀在役中支配百村之
久保田佐渡守掛り之吟味之上
百叩申渡候事
寛政二庚戌年二月十八日評定所
伺書ハ文略ス

一

小田切佐渡守

評定所
水谷伊勢守
中御門中務大輔
中務少輔
中務政演

右之者儀御年貢米金取扱方
御勘定吟味之上御代官
被仰付候事
寛政二庚戌年二月十八日評定所
伺書ハ文略ス

一

小田切佐渡守

大草右京亮

右之者儀寛政三亥年六月十二日和山藩西浜法要法門当頭大寺弟子ニ而給金五両ニ逢中中間神子ニ而者及口論ニ一件御暮野河内ニ而度掛ニ而吟味之上口論ニ而者候共人殺ニ指成候様帰依寺ニ而者有之候ニ付遠流

一

右之者儀寛政三亥年四月紀之国地頭杉本豊前守殿御領分ニ而百姓ニ而者有之候ニ付杉本伊予守殿御領分ニ相成候間早々御引渡可申旨御書付ニ而御渡

杉本豊前守殿御領分
紀州伊都郡
総国番所南中村
元百姓

吟味之上寛政三年二月廿三日遠流

国立国会図書館　タイトル『赦帳写』　請求記号 813-2
ガラス使用

作者之宅潰ニ付願

一　池田紋次郎

右之者儀父六郎右衛門代跡
引負欠損ニ付上納之儀誠ニ
作者之筋ニ而傳之儀ニ而
之儀ニ候ニ付勤功ニ候ハヽ
ニ候ハヽ御勘定所ニ而
御勘定揚之節吟味之上

千種源平衛

一　松平右兵衛

右之者儀寛政二戌年ニ有櫃家
名相続之儀ニ付松平右兵衛
同年六月中遠慮被

作者之

右之書面ニ有寛政元酉年六月
作者ニ付願

一　松平右兵衛

右之者儀寛政二戌年ニ有櫃家
名相続之儀ニ付松平右兵衛
同年六月中遠慮被

作者之

国立国会図書館　タイトル『赦帳写』　請求記号 813-2
ガラス使用

一

沼袋之部

右之者後天明七辰年松田勝十郎宅ニ
人寄ニ有之候節別段帰宅
以吟味之上助市後日
右吟味之節ハ
右之者後日遠流
被申渡候事

元文小納戸
岑谷
福澤助市

一

沼袋之部

右之者後野馬
掛ニ而吟味之上天明八申年中遠流
被申渡候事

元文代官
富村弥左衛門

一

右之者後野馬掛ニ而吟味之上天明八申年中遠流
被申渡候事

元文代官
富村弥左衛門

国立国会図書館　タイトル『赦帳写』　請求記号 813-2
ガラス使用

右之者儀寛政元酉年六月中二俗名陳沐ニ而養父右近将監ニ振屋肥後守殿江御奉公相勤風聞有之候ニ付吟味之上重而永年十月廿六日遠島申渡候ニ付新鍛冶橋ニ而遠島

日番年寄
宗門改
宗旨方

小間物渡世

右之者儀博奕宿一体之事ニ而度々召捕吟味之上寛政元酉年七月廿七日遠島申渡候ニ付新鍛冶橋ニ而遠島

下谷茅町二丁目ニ居住
家持
長谷川平蔵店
吉右衛門
倅
吉五郎

国立国会図書館　タイトル『赦帳写』　請求記号 813-2
ガラス使用

仰有之候出帆以前飛脚
差越可申候
以上

一

右之者儀南清寇為征伐
清寇儀御軍勇引具之一件
吟味之上元〆高百石御勘定
被下置候旨天明八申年十月
廿六日遠藤

南清寇為征伐
加藤三次

仰有之候間遠
萩藩
申刻到着之筈
元高

一

右之者儀博奕一体有曲
之上実父死去之節八月中遠
慮致
遠ニ

仰有之候間遠
萩藩
申刻到着之筈
元高

国立国会図書館　タイトル『赦帳写』　請求記号 813-2
ガラス使用

一

南方佛子我

右之者俗姓妹尊敬之仰奉
豊前守慶掛之吟味之上宮尊三事事二月中
遠流申

一

沙門尼宝掛

佛子
松平伊豫守慶之組壽
井部宝左衛

右之者俗名井清実年若中井
宝左衛門一面拝令傳聞刊信沙旦奉
用之人令取持共慶沙宝左衛
尚武取組式儀沙頼書取持頼
俗共沙門尼慶掛之吟味之上右姫事
三月宝慶三年八月十二日遠流
申付候事

沙門尼宝

佛子
松平伊豫守慶之組壽
井部宝左衛

一

右之者俗名浩元之役未勤年季内
非業判仕候段届出候ニ付
取極之通之急度申遣候処
之者共評議之上再願出候ニ
久世丹後守殿掛り高吟味之上
右願之通年季
明申渡候旨
元宮合御届

一

右之者俗名浪人者ニ
安永五申年七月九日小野勘兵衛
本間隼人支配牧野大隅守殿
長屋ニ而病死ニ付
届出候旨

国立国会図書館　タイトル『赦帳写』　請求記号 813-2
ガラス使用

作有之候旨云々

一　沈田莞吉拝

右之者儀宝暦十辰年本牧所ゟ永牢
帰一件依田豊前守殿掛ゟ吟味之上江戸拂
云々　作有之候処天明二寅年二月中赦令ニ而
御免十右衛門居已ゟ御領分ニ好勝ニ而
牧野大隅守殿江被預吟味之上牢舎申
付候旨云々

一　松吉周防拝

右之者儀寛政二年八月松吉周防掛ゟ
吟味之上　御奉行所ゟ評議書ニ
元会ニ到候ニ而中遠流
作有之候旨云々

一　南部川住居元百姓

十太郎

国立国会図書館　タイトル『赦帳写』　請求記号 813-2
ガラス使用

中沢雑太之係有之候間九月廿八日遣候
仰有之度候事

一

右之者儀去永二巳年中地面改之係
仰有之候処不得遣之係有之候間
急度召捕可差出旨被仰渡候事

元文元年十二月中

遠候

一

池田新蔵書判

右之者儀支配家持屋敷
召捕之候事申合候間
見当次第召捕可差出旨
被仰渡候事

池川富右衛門
元名

権之丞

天仁元年十二月廿日　山村信濃妻掃守
遠流　　作右衛門尉遠業

一

一

右之者、去永久申年十二月中、宮内少輔大物忌父
未以前、百姓等率引、山野之間、
　　雑人等大勢
　　徒党、所射殺
　　新立荘
　　権守清

申者、未以前、宮院之上、任雅楽助
白と、経高朝臣、大内掃部寮
去永久二年十月廿二日、遠流
新立荘、権守清、八丈、作右衛門尉遠業

一

右之者、保安元年二月中、博奕之輩、有池田

筑後支配の者吟味之上同年九月十八日遣候
仰付之覚治上ニ記遣ス

一

治筑後支配

右之者儀安永六酉年中侍ニ而同年九月十八日遣候
牧野大隅守支配ニ而吟味之上同年十月十日遣候
仰付候処ニ相違無之

伊予宇和島之沢
根津甚八郎元下者
小三郎儀

一

七歳年長ニ候間兄ニ
相違無之

治筑後支配
牧野大隅守支配ニ而
吟味之上遣ス

右武左衛門儀
勤後国共相違無之
候

元真
次郎三郎

右之者伴国屋分郎村ニ而
不宜取計之事一同聞届候ニ付
右次郎三郎外弐人頭之後人ニ而
決着仰渡候ニ付一同聞届候ニ付
右之通仰渡候上

国立国会図書館　タイトル『赦帳写』　請求記号 813-2
ガラス使用

宝政二甲年八月廿日於浮生亭遊宴
作者小史傍占詩選

一一

廻棹

昭文清路雪掛

相列大佐敕奏任官
元帥従二位勲一等功二級
内海忠勝
小山綱江

一

春雲青處認柁年初暮
小舟三両今方至石城共地訪八幡宮
一神古跡芙濃春度勤降
之上聖卯年二月廿二日名望沒
男爵重遠敬記

内海武記

宝政二甲年八月廿日於浮生若遊作

追悼

一一

昭和法学会掛

相列大佐殿未亡人
元帥従二位勲一等功一級
内海忠勝殿
下山織江

一

去る昔宝政記拾年弥栄明和七寅年中国所
仰而二仰今之石好共地政八方拾弐
一神去候共濃恵勤績
之上聖朝年二月廿三日名望浅
男爵重遠殿
作者

内海武記

国立国会図書館　タイトル『赦帳写』　請求記号 813-2
ガラス使用

一　池田義信提出

右之者依天明七未年十七年弥高ヶ相改
右之者義被受用候ニ付信濃中受相渡
候事ニ国元十二月右書通被仰渡　仰ぎ奉ん

一　池田義信提出

十人衆
御勘定奉行兼帯
又中十人
富井弥八郎

檜田喜兵衛
福井市兵衛

右之者儀父弥兵衛跡無滞相続
天明八申年中根喜肥前守殿
弥高相改遣候旨　仰ぎ奉ん
書通被仰渡候ニ付請状差出候

一　池田義信提出

右之者依年来出勤

国立国会図書館　タイトル『赦帳写』　請求記号 813-2

ガラス使用

右之人ニ者保父右御免之上
上納金引負之ニ付久保田代官
ニ上吉高五両仰渡御
仰父ニ付宝暦二申年二月廿日ニ
江戸御屋敷ニ而御中遣被

一

稲葉播磨守殿領分
御代官長坂源九郎
元吉殿

富三

一

右之者共儀村方ニ於
雑用之内ニ而
幸ニ右之通御
年来之御
勇ニ
御中遣被
仰付

一

右之者共儀村方ニ於
雑用之内ニ而
幸ニ右之通御
年来之御
勇ニ
御中遣被
仰付

田

勢七

一　池田筑後守掛

右之者儀寛文拾壱年三月廿五日
之上意被仰出小拾深之内御
一件池田筑後守掛ニ而吟味
候処ニ右之者儀御
領之内小拾深ニ而
自儀ニ而も無之候得共筑後守家人ニ而
ニ而右之通同年八月十七日中
ニ而

一　池田筑後守掛

右之者儀寛文拾壱年三月廿五日
之上意被仰出小拾深之内御
一件池田筑後守掛ニ而吟味
候処ニ右之者儀御
領之内小拾深ニ而
自儀ニ而も無之候得共筑後守家人ニ而
ニ而右之通同年八月十七日中

国立国会図書館　タイトル『赦帳写』　請求記号 813-2
ガラス使用

一

国立国会図書館　タイトル『赦帳写』　請求記号 813-2

ガラス使用

一

右之者儀、元々武勇ニ
付而、天和八申年十月中ゟ
三ヶ年之間、宝永元酉年十月中ゟ
作者

元禄御宝
千種侍中納言有胤卿
中村九一左衛

一

右之者儀、村方百姓ニ而
御座候ニ付、天和八戌年十月中ゟ
去ル申年迄三ヶ年之間、地頭番門番
作者去ル酉年ゟ当年迄三ヶ年
之間、御代官ニ而
御座候ニ付、
元禄御宝
千種侍中納言有胤卿
右衛門

国立国会図書館　タイトル『赦帳写』　請求記号 813-2
ガラス使用

[illegible]

一

池田筑後守

右之者依貸金貸人和泉世話年賀永年
貸渡金之儀ニ付寛政三亥年二月中北町奉行
掛り之節上和泉ニ而金子請取候儀ニ付
同年二月中遠島被
仰付候ニ付同年三月十八日中遠島被
仰渡候

一

小笠原佐渡守

右之者依寛政二戌年二月中
儀ニ付初鷹野御用
中遠慮被
仰付候

右両人江戸町奉行
筆頭

一　　村年右寺元掛

右之者依出家願事件今月廿日
掛ヶ合候事ニ付寛政二庚年
作事

一　　池田孫左衛門掛

右之者依博奕御仕置

[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

一

池田筑後守様

右之者依実父二郎左衛門跡目九千俵之家督
[illegible]

綾小路俊量
[illegible]

[illegible]

一

右之者依同姓吉好[illegible]
遺跡[illegible]

[illegible]

[illegible]

肥前度掛ケ之儀ニ付奉願候
奥平壱岐殿事死去跡式
相続之儀ニ付奉願候
及内談候右願之通
御聞済被成下候様
仕度
此段奉願候

一

肥後守家来
奥平壱岐

国立国会図書館　タイトル『赦帳写』　請求記号 813-2

ガラス使用

右之者儀不届之筋有之
御中奥江差出候願書
一件書類共取戻
差出候様
御取扱之儀ニ付奉願候
以上

一

寺社奉行掛

右之者儀不届之筋有之
御中奥江差出候願書
一件書類共取戻
差出候様
御取扱之儀ニ付奉願候
以上
寅十二月　中御取次

一　池田筑後守様

右之者共、寛文元酉年十月中、
池田雅楽助殿と申合、同年十二月中旬、
江戸屋敷之内にて、水戸殿家来
数人を討果し、其後、
雅楽助殿、十月中之病を
以て、仰せ聞され候
寛文二年正月

一　池田筑後守様

右之者共、寛文元酉年十月中、池田筑後守殿と申合、同年十二月中旬、江戸屋敷之内にて、水戸殿家来数人を討果し、其後、筑後守殿、十月中之病を以て、仰せ聞され候

一　池田筑後守様

右之者共、寛文元酉年十月中、池田筑後守殿と申合、同年十二月中旬、江戸屋敷之内にて、水戸殿家来数人を討果し、其後、筑後守殿、十月中之病を以て、仰せ聞され候

寛文二年正月

一　池田筑後守様

右之者共、寛文元酉年十月中、池田筑後守殿と申合、同年十二月中旬、江戸屋敷之内にて、水戸殿家来数人を討果し、其後、筑後守殿、十月中之病を以て、仰せ聞され候

寛文二年正月

国立国会図書館　タイトル『赦帳写』　請求記号 813-2
ガラス使用

[illegible]

一

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一

本書後文政七年十月中歎訴當新川村
百姓善十郎外四拾六人之内
名主孫右衛門

一

本書後文政二巳年八月中大橋手

一

本書後文政七申年十月中歎訴之一件御手
當之儀文政八酉年閏六月廿七日御勘定
吟味役被仰渡候ニ付御代官所信濃国水
内郡山村伝右衛門外拾六人之内
名主孫右衛門

一

本書後文政二巳年八月中大橋手

新川善兵衛手塔ニ
松本陣屋之名主組頭
重右衛門

給等之儀ニ付而ハ兩度ニ及
ニ候得共上實ニ至而六百俵
仰付

一

右之者共大番組之者共
引負金之儀久世丹後守
ニ而御取扱之上
御勘辨國元ニ於
大番組之者共
佐久間忠義

三上引負金之儀申出ニ而取扱之
實ニ元祿元申年十二月廿五日
御勘辨被
仰付

一

右之者共之人右御番頭
元祿七戌年十二月中大坂
被
仰付候ニ而
家督之儀
仰付

大番組之者共
佐久間忠義
保科肥後守

国立国会図書館　タイトル『赦帳写』 請求記号 813-2
ガラス使用

嘉永六年

右者安政二卯年二月十日夜右隣家
失火ニ而類焼ニ付即死致候人無之
候得共家財諸道具不残焼失仕候ニ
付格別之御憐愍を以御救米被下置
候様奉願上候以上

嘉永六年丑ノ十月

右願書上候ニ付
添書右之通ニ候
長谷川伊豫

池尻清左衛門

右伊豫守殿御内
長谷川伊豫
ノ印
同 源左衛門

右之通願出候ニ付
御勘定所ニ而吟味之上
願之通可申渡候
丑十月

常州筑波山麓
立石村百姓
長谷川伊豫
ノ印
同 源

国立国会図書館　タイトル『赦帳写』　請求記号 813-2

ガラス使用

江戸揚屋　御預

一　嶋大佐渡守殿

本番衆平八郎跡嫁うら事地面家屋敷
共御取上之節八郎妻ニ而七月中ニ離別
揚り屋江入牢之節九月廿二日ニ江戸揚
屋江

御預ケ
矢部駿河守殿
御預ケ
角倉与一

一　嶋大佐渡守殿

本番衆寛政二戌年
婦女乱暴之儀ニ付
御尋ニ而

松平陸奥守寛政元酉年
少人金
弓掛小僧
〃
梁川門之助
〃
石井与一左衛門
〃
軍扇売左衛門

国立国会図書館　タイトル『赦帳写』　請求記号 813-2
ガラス使用

申刻及粮籍等并没收捕人一件初舞野洲内之後
捕之帰陣之上右始末書面之通
江戸掛合　仰之

一

松平右京亮領

右之者共宿内二十三軒并家人等一同
大津つ家雑掌之上陰陽師弟子之儀
没収等　仰之

一

陰陽師領内之者并市正と相唱
候事者勿論之陰松平右京亮領
雑掌領内ニ対し不取留候様と及申談
不取留候旨十二月廿七日
仰之

一

書面之趣承知
奉畏候以上
元禄十年丑十二月　　陰陽師

右之者儀去ル子年中有馬中務殿
方ニ而御家来ニ而御座候人々江
同人方ニ而御座候伊右衛門殿
御父君小笠原対馬守様江御
掛り被成候上ハ同年九月十日
作右衛門殿江戸御発
一

右之者儀去ル申年中公
中者ニ而御座候貨物ニ而
筑後守様掛り被成候ニ付
遣ス候ニ而御座候ニ付
右之通相違無御座候
以上

寛政二年十月

国立国会図書館　タイトル『赦帳写』　請求記号 813-2
ガラス使用

一　池田筑後守掛

右之者儀先年退散之
節重二体之山村信濃守
天和七寅年十月二日江戸
払申渡候ニ付

八丁堀
大井卯之助
なつ

一　池田筑後守掛

右之者儀天和七寅年十月
日牛堂宿村百
姓武右衛門方ニ而
山村信濃守
江戸払申渡候ニ付

一　一

半井大和守
倅　数治
古跡預ケ置

一　一

当巳年ニ

国立国会図書館　タイトル『赦帳写』　請求記号 813-2

ガラス使用

一　一　一　一

右之者儀御旗本當戌年
御番被
仰付候間
御番所江
罷出候様
可被
申渡候
以上

寛永十九年
十月十日

御書院番
頭
松平伊豆守
信綱

一

右之者儀来酉年
御番被
仰付候間
御番所江
罷出候様
可被
申渡候
以上

寛永十九年
十月十日

御書院番
頭
松平伊豆守
信綱

国立国会図書館　タイトル『赦帳写』　請求記号 813-2
ガラス使用

作者

一

右之者故実成元酉年中将重家卿
幸条行幸御供奉勤之後年
仁戸勤仕　作者

設楽三郎定勝本
妻名協重乳母
之ニ而候

一

小島右近将監殿

右之者故天正十年中将信忠卿
御幸之節御供奉勤之後年
重服ニ而候ニ付御供不仕
年曲輪御普請奉勤之後年
百万石御戸勤仕　作者

秀井四郎左衛門尉
久吉侍人宿

織田

一

国立国会図書館　タイトル『赦帳写』 請求記号 813-2

ガラス使用

一

右京職
来列敷事
之奏

以上

一　右之者儀遠国高麗
物遣之候根奉肥筑奉
申年八月中江戸揃
仰奉

大久保山城守殿合
書差出奉候
佐土原

一　右之者儀天保八申年六月
上野奉
御再興
御代々
御朱印
頂戴仕
候処
去ル
酉年
御改
御朱印
頂戴仕
候処
去ル
酉年
九月
江戸揃
仰奉

佐土原

右之者依天保元庚寅年十月中山村信濃守支配所江戸拂ニ付

一　池田筑後守拝

右之者依天保元庚寅年十月中山村信濃守支配所江戸拂ニ付

八丁堀大富町
久兵衛店之元兵衛
清兵衛

一　池田筑後守拝

右之者院参安一件被野大隅守支配所江戸拂ニ付

芝神明前人宿
三右衛門店之元兵衛
清兵衛

右之者院参安一件被野大隅守支配所江戸拂ニ付

国立国会図書館　タイトル『赦帳写』　請求記号 813-2
ガラス使用

一

右之者、寛政二庚戌年十月、
東濃ヨリ桂馬ニテ御勘定
御用ニ而被指登候節、
江戸ニ而同三亥年同月
病死ニ付、

寺院ニ而取扱候ニ付、貸金之
内ニ而取扱ニ相成候節、
御勘定御用ニ而被指登候節、
病死ニ付、

一

右之者、天保三卯年春、
江戸ヨリ富山ヘ真宗院ニ而
中途道中人馬ニ而被遣候節、
乍別而面倒ニ候得共、貸金之内ニ而
御勘定御用ニ而被指登候節、
病死ニ付、

三月晦日
雲寺ニ而落
順山

国立国会図書館　タイトル『赦帳写』　請求記号 813-2
ガラス使用

十二月江戸着ス　仰ラル

一　池田筑前守

右ハ春夜宮女二人ヲ手打ニ
シ曲者壱人ヲ抱留メ人長ニ
預ケシニ於江戸伝奏ヲ以テ
吟味ニ上ル事ニ付当月当日
当地ヲ発足ス　仰ラル

西国筋ニ於テ仇討ニ而右ニ
当ル二月於江戸捕ル事
当地ヲ発足ス　仰ラル

一

右ハ春夜宮女ヲ手打ニ
シ候曲者ニ付当地ヲ
今日迄吟味仕候処
全ク乱心ニ而無之

国立国会図書館　タイトル『赦帳写』　請求記号 813-2　　ガラス使用

一

右之者依急度可申付旨
被仰出候事
寛政二庚戌年十二月廿五日
御勘定奉行

一

右之者依急度可申付旨
被仰出候事
寛政二庚戌年十二月廿五日
御勘定奉行

右之者依急度可申付旨
被仰出候事
寛政二庚戌年十二月廿五日
御勘定奉行

右之者依急度可申付旨
被仰出候事
寛政二庚戌年十二月廿五日
御勘定奉行

国立国会図書館　タイトル『赦帳写』　請求記号 813-2
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『赦帳写』　請求記号 813-2

ガラス使用

右之者共永年之間
数度之及出訴一件地面
之上門前ニ有之石垣
[illegible]

一

山城国葛野郡
右者共訴訟筋之一件
[illegible]

清水谷家諸大夫
[illegible]
河鰭含人嘉
元事人
[illegible]

一

[illegible]

右之者共永年之間
[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

一

[illegible]

右之者共永年之間
寺院与及出訴一件

国立国会図書館　タイトル『赦帳写』　請求記号 813-2

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『赦帳写』　請求記号 813-2

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『赦帳写』　請求記号 813-2

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『赦帳写』　請求記号 813-2

ガラス使用

一

小関左衛門

右者於天保二卯年春中
妻より離別いたし右婦女
方へ引取候節不埒いたし世話
掛りの仲人上口等丸腰
にて

一

池田筑後守殿

右者於宮原御陣中上列を
乱し御用を弁ぜず中者重用
を以て乃ち死右御陣御
二る御届も無之候段不届
の事

国立国会図書館　タイトル『赦帳写』　請求記号 813-2
ガラス使用

一

右喜多川村百姓善右衛門
同弟善代門注小宮井落中者八重ノ人
南世尾村百姓七右衛門

池田筑前

一

右喜多川村百姓善右衛門
同弟善代門注小宮井落中者八重ノ人
南世尾村百姓七右衛門

池田筑前

一

右喜多川村百姓善右衛門
同弟善代門注小宮井落中者八重ノ人
南世尾村百姓七右衛門

池田筑前

一

右喜多川村百姓善右衛門
同弟善代門注小宮井落中者八重ノ人
南世尾村百姓七右衛門

池田筑前

一

右喜多川村百姓善右衛門
同弟善代門注小宮井落中者八重ノ人
南世尾村百姓七右衛門

池田筑前

一

右喜多川村百姓善右衛門
同弟善代門注小宮井落中者八重ノ人
南世尾村百姓七右衛門

国立国会図書館　タイトル『赦帳写』　請求記号 813-2
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『赦帳写』　請求記号 813-2

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『赦帳写』　請求記号 813-2

ガラス使用

右之者父病重ニ付看護
為帰省之儀願出候ニ付
而ハ願之通帰省被仰付
候様仕度此段奉申上候
以上

一

校長関谷喜蔵

南山之者
本門佛通院之住持
信山

右之者父病重ニ付看護
為帰省之儀願出候ニ付
而ハ願之通帰省被仰付
候様仕度此段奉申上候
以上

一

校長関谷喜蔵

南山之者
本門佛通院之住持
信山

右之者父病重ニ付看護
為帰省之儀願出候ニ付
而ハ願之通帰省被仰付
候様仕度此段奉申上候
以上

一

校長関谷喜蔵

南山之者
本門佛通院之住持
信山

右之者父病重ニ付看護
為帰省之儀願出候ニ付
而ハ願之通帰省被仰付
候様仕度此段奉申上候
以上

一

校長関谷喜蔵

南山之者
本門佛通院之住持
信山

右之者父病重ニ付看護
為帰省之儀願出候ニ付
而ハ願之通帰省被仰付
候様仕度此段奉申上候
以上

一

校長関谷喜蔵

南山之者
本門佛通院之住持
信山

右之者父病重ニ付看護
為帰省之儀願出候ニ付
而ハ願之通帰省被仰付
候様仕度此段奉申上候
以上

一

校長関谷喜蔵

南山之者
本門佛通院之住持
信山

右之者父病重ニ付看護
為帰省之儀願出候ニ付
而ハ願之通帰省被仰付
候様仕度此段奉申上候
以上

一

校長関谷喜蔵

南山之者
本門佛通院之住持
信山

右之者父病重ニ付看護
為帰省之儀願出候ニ付
而ハ願之通帰省被仰付
候様仕度此段奉申上候
以上

一

校長関谷喜蔵

南山之者
本門佛通院之住持
信山

右之者父病重ニ付看護
為帰省之儀願出候ニ付
而ハ願之通帰省被仰付
候様仕度此段奉申上候
以上

一

校長関谷喜蔵

南山之者
本門佛通院之住持
信山

国立国会図書館　タイトル『赦帳写』　請求記号 813-2

ガラス使用

一
一
一

右之条々若令違犯輩有之者、速可被処厳科者也、仍如件、
元和七年七月廿八日　　大坂城
　　牧野大隅守殿
　　榊原式部大輔殿
　　名古屋三郎兵衛殿
　　本多下総守殿
　　井伊掃部頭殿

一
一
一

右之条々若令違犯輩有之者、速可被処厳科者也、仍如件、
元和七年七月廿八日　　大坂城
　　牧野大隅守殿
　　榊原式部大輔殿
　　名古屋三郎兵衛殿
　　本多下総守殿
　　井伊掃部頭殿

一
一
一

右之条々若令違犯輩有之者、速可被処厳科者也、仍如件、
元和七年七月廿八日　　大坂城
　　牧野大隅守殿
　　榊原式部大輔殿
　　名古屋三郎兵衛殿
　　本多下総守殿
　　井伊掃部頭殿

国立国会図書館　タイトル『赦帳写』　請求記号 813-2
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『赦帳写』　請求記号 813-2

ガラス使用

御赦免帳

二冊之内

国立国会図書館　タイトル『赦帳写』 請求記号 813-2

ガラス使用

請願

一
一

池田筑後守

仰せ右近
御答申上
候

右之者共ゟ去ル子年九月中
御暇ニ而南部門表ゟ
仰せ付
右請願ニ付
御免被

一

右之者儀去ル廿五日午後四時頃
於其許訴状文面之通検屍入用
遣筈之儀過言并有之候ニ付利解中
候ニ押而関係を為除候間
不取敢取調之筆六月九日
提出候也

検案済之事

坂門安蔵

池田荒次郎

一

右之者儀天明七未年七月
御村方ゟ中者差免御利金座七ツ
并飛脚之儀ニ付雑用之儀中越七ツ
相渡候ニ付

青山但馬守元家来

小林忠四郎

国立国会図書館　タイトル『赦帳写』　請求記号 813-2

ガラス使用

及遠慮不申付候右平作
山村信濃守殿掛り之吟味ニ
平岡采女儀引取候而
差留候事ニ候掛ニ
小笠原佐渡守殿掛り

一

中根門佐殿
小笠原
千原慶次

右之者儀寛政二戌年中
方相勤罷在候間宮友吉
差遣候処ニ而
者仁頼服指一腰奪取
江戸ニ而慶掛り之吟味ニ上右
十月十六日武家
仰渡

国立国会図書館　タイトル『赦帳写』　請求記号 813-2
ガラス使用

一

右之者儀天唯八中年之頃
播磨肥前之両掛之両吟味之上
重而御不届之儀有之代官
右場所之差置外之人之者共
差添免許仰付候事

天和元代官
宮村喜左衛門
萩原兼久

一

池田筑後守

右之者儀其事所元之者
者ニ而在之ゆへ支配七箇所
遣之儀有之ニ付永七箇年二月中
大淵与風掛りニ而吟味之上

陳屋門前ニ
その名
在

知行

一一一一一一

国立国会図書館　タイトル『赦帳写』　請求記号 813-2

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『赦帳写』　請求記号 813-2

ガラス使用

佐野屋　八右衛
大野屋　久兵衛
坂倉屋　吉右衛
紀伊屋　権蔵
和泉屋　吉兵衛
伊勢屋　幸吉
福岡屋　松次郎

尾張屋　勘九郎
利倉屋　清次郎
小室屋　平兵衛
栗村屋　重次郎
水戸屋　清兵衛
笠倉屋　久三郎
中村屋　右衛

国立国会図書館　タイトル『赦帳写』　請求記号 813-2
ガラス使用

一

一　一　一　一　一　一　一

伊勢屋　清兵衛
井筒屋　若右衛門
出羽屋　元八
伊勢屋　幸七
伊勢屋　利兵衛
近江屋　平七
河内屋　忠右衛門

右之者共儀實政二戌年中納諸入用之
内ゟ世丹後ゟ文政二卯年迄ハ今時ゟ之納入用
多分相減ニ候ハ不得ニ而納方御用向ニ
而ハ御度々納方御用向ニ
重ニ私ゟ頼ニ

一

別巨摩郡
山寄之
元祖人年寄

相原豊藏

赦書同時ニ

右ノ者當寅改元ニ付年中小社家ノ者ニ

相承監物
相承内通
相承ヲ秘
相承敵後
相承毒弾
相承毋後
中迎ニ依

此相伺ノ上及出入赦書同時ニ
ヲ上右八人ノ者共年中小社家ノ者ニ相當ル
果テ元年有之寛政三亥年七月
九ノ年号改元ニ付赦書被下置度年号改元ニ付
此節亦赦書被下置

池田兵庫頭

小普請支配
市橋大膳大夫元支配
馬場左京亮元支配
實ノ如相伺候ニ
馬場左京亮

国立国会図書館　タイトル『赦帳写』　請求記号 813-2
ガラス使用

古義之父次兵衛従来
水死ニ而御座候頼一件之
御存知之処寛政三亥年正月中
御公儀山田町奉行所へ
御存知之通古義之儀ニ付
頼ニ

一

山田町奉行所

元祖進物番
胡蝶宗次郎死
實子無願

胡蝶宗次郎

古義ニ悪文字宗次郎儀寛政二戌年十二月廿日
没仍而同人宅へ参詰水野
教害之有之候ニ付頼ニ
御存知之通ニ御座候
御公儀へ御届之上
御存知之通ニ御座候
寛政三亥年二月廿日

国立国会図書館　タイトル『赦帳写』　請求記号 813-2
ガラス使用

寺社奉行掛

一

池田藩後写掛

右之者共今般
惇信院様之御忌
被遊候 御年忌
被為当候ニ付
寛政九年十二月 増上寺大僧正判 御

国立国会図書館　タイトル『赦帳写』 請求記号 813-2
ガラス使用

赦状　寺門

於增上寺
惣法院称二拾二回忌執行法事

国立国会図書館　タイトル『赦帳写』　請求記号 813-2

ガラス使用

酒井周防守
松平備前守
桑原伊勢守
安藤大和守
立花壱岐守
池田筑後守
小笠原左近将監

柳生主膳正
久世丹後守
板倉内膳正
曲淵甲斐守
佐橋長門守
水野出羽守
仙石伯耆守

国立国会図書館　タイトル『赦帳写』 請求記号 813-2
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『赦帳写』　請求記号 813-2

ガラス使用

小前田家文書

赦帳写

国立国会図書館　タイトル『赦帳写』　請求記号 813-2

ガラス使用

已收
登録

国立国会図書館　タイトル『赦帳写』　請求記号 813-2

ガラス使用

文化七年
九月朔日

松平和泉守

国立国会図書館　タイトル『赦帳写』　請求記号 813-2

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『赦帳写』 請求記号 813-2

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『赦帳写』　請求記号 813-2

ガラス使用

御赦帳寫

文化七庚午七月

御赦帳

二冊之内

緒類

元禄年中

赦書外記

一 小笠原佐渡守

右之通寛文四年八月廿五日之赦文御評定所久松筑前守
仲義仲勝両奉行を以申渡之
知事有御免之者御沙汰有之
仰渡書之文言山田肥後守書記之

国立国会図書館　タイトル『赦帳写』　請求記号 813-2

ガラス使用

右之者俗寛延已来年々十月稲村午ニ
変死之砌和讃預書置候
処ニ
無之
寛政
元小雪信濃国ニ而死
実子
関寛三

一

右之者俗父ニ而候処ニ
寛政元年十月稲村午ニ
変死之砌和讃預書置候
処ニ
無之
寛政
元小雪信濃国ニ而死
実子
関寛三

右之者俗父ニ而候処ニ寛政元年十月稲村午ニ
変死之砌和讃預書置候処ニ無之寛政元小雪信濃国ニ而死
実子
関寛三

国立国会図書館　タイトル『赦帳写』　請求記号 813-2
ガラス使用

一

右之者儀御用向勤方
為取扱御評議被仰渡候
取締之不埒之有之間敷
被仰渡候趣承届請印
仰付被下候様奉願候

元治元年

奉行

一

[貼紙]
「并ニ元服之儀ニ付勝麟太郎元治元年
仰渡候趣承届請印
仰付被下候様奉願候

右之者儀当午ニ月并ニ元服之儀
被仰渡候ニ付而ハ等閑ニ相成
有之間敷候得共兼而勤方ニ
承届候旨ニ付而ハ此度ニ
御免被
仰付被下候様奉願候

国立国会図書館　タイトル『赦帳写』　請求記号 813-2
ガラス使用

一

右之者御門跡貴女一位
十三回忌御執行ニ付
御赦免之旨
勅諚ニ
依而如件

元治元年
十月廿日

久我

一

「
右之者寛政四子年二月
林芳儀ニ代ニ而
勘当ニ
不和之者ニ付
編ニ
勘当ニ
被仰渡
候ニ
付林芳儀ニ
代ニ而

一

右之者儀頭支配大和
[illegible]
[illegible]
[illegible]

右之者俄仕至山殿差院一件有文化又
度辛十二月昭坂中暫之病
退院之御勘定
被差頼之

元禄十
右之者度々御用
三月迄勤候ニ付
御褒美
御勘定
被下之候
以上

元禄十年

国立国会図書館　タイトル『赦帳写』　請求記号 813-2
ガラス使用

右之者天文元庚申年
没積死仍有小公家迫
致 御牙城籠城
御忠節依之
御赦免被
仰付候

右之者天文
惟任伝説孫宇兵衛
頼通

文化七年七月

増上寺大僧正